

平成 16 年 5 月 24 日

各 位

所在地 東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号
会社名 オリコン株式会社
代表者名 代表取締役社長 小池 恒
(コード番号 4800 大証ヘラクレス市場)
問い合わせ先 執行役員社長室長 古川 善健
TEL 03-3405-5252 (代表)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 24 日開催の当社取締役会において、平成 16 年 6 月 25 日開催予定の当社第 5 回定時株主総会に、下記のとおり商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社および当社子会社の取締役および使用人に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

なお、上記の目的で発行することから、下記要領に記載のとおり新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は、新株予約権発行時点の時価を基準としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 300 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使をされていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 発行する新株予約権の総数

300 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 1 株)

なお、上記(1)の株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行う。

(3) 各新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権行使時に払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という。）に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日の、株式会社大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は払込金額を調整する。

当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において当社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が合併又は会社分割を行う場合、その他払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成18年7月1日から平成25年3月31日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または使用人の地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

その他の条件は、本総会の決議および新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書、若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当該効力発生日以前に、残存する新株予約権の全部を無償で消却することができる。

新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が前記2(6)定める規定により、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却することができる。

当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注) 上記決議は、平成16年6月25日開催予定の当社第5回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上